

病院局看護師修学資金貸与規程施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、病院局看護師修学資金貸与規程（平成23年4月1日付け管理規程第8号。以下「規程」という。）を運用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(貸与期間)

第2条 規程第4条第2項に規定する修学資金の貸与期間は、規程第4条第4項の規定により管理者が修学資金の貸与を決定した日の属する月（管理者が特に必要と認めた場合は決定した日の属する年の4月）から、当該貸与を受けている者（以下「被貸与者」という。）が養成施設を卒業する日の属する月までとする。

(貸与の申請手続)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸与申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 申請の日前2箇月以内に管理者が別に定める医療機関において作成した健康診断書
- (3) 養成施設入学後の学業成績証明書又はこれに準ずる証明書（養成施設在学中の者に限る。）
- (4) 在学する学年を記載した在学証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 合格通知書の写し（新1年生に限る）

2 規程第5条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(貸与の決定)

第4条 管理者は、前条の申請に基づき、修学資金を貸与する者を面接により決定し、修学資金貸与（不承認）決定通知書（様式第3号及び様式第3号の2）により、当該申請者に通知するものとする。

(修学資金の交付)

第5条 前条の規定により修学資金の貸与決定通知を受けた申請者は、速やかに修学資金交付申請書（様式第4号）、口座振替申出書（様式第4号の2）及び保証書（様式第4号の3）を管理者に提出しなければならない。

2 被貸与者は、貸与期間中は、毎年別に通知する日までに次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 在学する学年を記載した在学証明書
- (2) 前学年度末における学業成績を証する書面

3 修学資金は、規程第4条第1項に定める金額を、毎月、送金の方法によって交付する。

4 修学資金は、毎月20日（その日が日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日（日曜日、休日又は土曜日を除く。））に交付する。

(貸与の一時停止期間)

第6条 規程第7条に規定する停止期間とは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から、当該事由が生じなくなる日の属する月までとする。

2 前項の規定により決定した停止期間に属する月分の修学資金が既に交付されているときは、当該修学資金は、停止が解除された月の翌月以降の分として交付されたものとする。

3 第1項に規定する修学資金の貸与の停止期間は、修学資金の貸与期間に算入しない。

(貸与の取消し及び停止通知)

第7条 管理者は、被貸与者が第6条の各号に該当したとして修学資金の貸与を取り消そうとする場合は、必要に応じて面談を行い、詳細な状況を確認するものとする。

2 管理者は、規程第6条又は第7条の規定により、修学資金の貸与を取り消し、又は停止したときは、修学資金取消通知書（様式第5号）又は修学資金停止通知書（様式第6号）により、被貸与者に通知するものとする。

(修学資金の辞退)

第8条 被貸与者が修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金辞退届（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

(修学資金の復活手続)

第9条 規程第7条の規定により修学資金の貸与を停止された者が、復学して修学資金の復活を申請しようとするときは、修学資金復活申請書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申請した者に対し、修学資金の貸与の復活を決定したときは、修学資金復活通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(借用総額確認書の提出)

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既に交付された修学資金の全額について、直ちに修学資金借用総額確認書(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。

(1) 養成施設を卒業したとき。

(2) 規程第6条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還の猶予)

第11条 規程第8条第1号の規定により修学資金の返還を猶予する期間は、猶予の決定をした日から指定県立病院の看護師でなくなる日までとする。

2 規程第8条の規定による修学資金の返還の猶予を受けようとするときは、規程第8条各号に掲げる事由が生じた日から起算して1箇月以内に、修学資金返還猶予申請書(様式第11号、様式第11号の2及び様式第11号の3)に規程第8条各号に掲げる事由を証明する書類を添付して管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 管理者は、前項の規定により申請した者に対し、修学資金の返還の猶予について決定し、当該申請者に対し修学資金返還猶予(不承認)決定通知書(様式第12号及び様式第12号の2)により通知するものとする。

(返還の免除)

第12条 規程第9条第1項の規定による修学資金の返還の免除は、前条第2項の修学資金の返還を猶予されている期間において、毎年3月(最終年度は規程第9条第1項で定めた期間を満了した月)に次項で定める金額の修学資金の返還を免除する。

2 前項で免除する返還債務の金額は、貸与した修学資金の総額にその年度の勤務月数を乗じ、これを規程第9条第1項で定めた勤務すべき期間の月数で除して得た金額とする。

3 第1項で免除する返還債務の金額が、年度により百円未満の端数が生じたときは、百円未満の端数を切り捨てるものとし、最終年度の免除額で調整するものとする。

4 被貸与者が規程第9条第1項で定める期間に満たないで指定県立病院の看護師でなくなる場合は、貸与した修学資金の総額に指定県立病院の看護師でなくなる年度の勤務月数(指定県立病院の看護師でなくなる日が、月の途中の場合は、指定県立病院の看護師でなくなる日の属する月の前の月までの勤務月数)を乗じ、これを規程第9条第1項で定めた勤務すべき月数で除した金額をその年度の債務免除の金額とする。ただし、百円未満の端数が生じたときは、百円未満の端数は切り捨てるものとする。

5 前項の場合、指定県立病院の看護師でなくなる日までに免除された修学資金の合計金額と、貸与された修学資金の総額との差額の金額は、規程第10条第1項の規定により返還しなければならない。

(返還の免除の申請)

第13条 前条第1項の規定による修学資金の返還の免除を受けようとする者は、第11条第1項の修学資金の返還を猶予されている期間において、毎年3月31日(最終年度は規程第9条第1項で定めた期間を満了する月の末日)までに修学資金返還免除申請書(様式第13号)を管理者に提出しなければならない。

2 前条第4項の規定による免除を受けようとする場合にあつては、指定県立病院の看護師でなくなる日の属する月の前月末日までに、修学資金返還免除申請書(様式第13号)を管理者に提出しなければならない。

3 規程第9条第2項の規定による免除を受けようとする場合にあつては、業務に起因して精神又は身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したことを証するに足りる書面を添付して、修学資金返還免除申請書(様式第13の2号)を、管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、前3項の規定により申請した者に対し、修学資金の返還免除を決定したときは、修学資金返還免除通知書(様式第14号)により当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第14条 被貸与者は、規程第10条第1項の規定により修学資金を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して、1箇月以内に、修学資金返還明細書(様式第15号)を管理者に提出しなければならない。

2 規程第10条第2項の規定により修学資金の返還の猶予又は修学資金の分割納付を申請しようとする者は、修学資金返還方法申請書(様式第16号)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により申請した者に対し、修学資金の返還方法の変更について決定し、当該申請者に対し修学資金返還方法(不承認)決定通知書(様式第17号及び様式第17号の2)により通知するものとする。

4 前項の通知を受けた者は、規程第10条第1項に規定する事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に、半年賦の均等返還の方法により返還するものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

(在職期間の計算)

第15条 規程第9条に規定する在職期間を計算する場合においては、指定県立病院の看護師となった日の属する月から指定県立病院の看護師でなくなる日の属する月の前月までを算入するものとする。ただし、指定県立病院の看護師でなくなる日が月の末日の場合は、看護師でなくなる日の属する月までを算入するものとする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、当該期間中に病気休暇、育児休業、介護休業、休職、停職又は欠勤により1箇月以上引き続いて業務に従事できなかった期間があるときは、当該期間の開始の日の属する月から当該期間の終了の日の属する月の前月までの(ただし、当該期間の終了の日は月の末日の場合は、当該期間の終了の日の属する月までの)月数を控除するものとする。

3 第1項の規定により在職期間を計算する場合において、当該期間中に1箇月以上引き続いて育児短時間勤務をした期間があるときは、当該期間の開始の日の属する月から当該期間の終了の日の属する月の前月までの(ただし、当該期間の終了の日は月の末日の場合は、当該期間の終了の日の属する月までの)月数の5分の2の期間を控除するものとする。

(届出義務)

第16条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに当該各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したときは、氏名・住所変更届(様式第18号)

(2) 退学し、休学し、又は停学処分を受けたときは、養成施設履修状況変更届(様式第19号)

(3) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがなくなったときは、養成施設履修状況変更届(様式第19号の2)

(4) 養成施設を卒業したときは、養成施設卒業届(様式第20号)

(5) 看護師免許又は助産師免許を取得したときは、看護師免許・助産師免許取得届(様式第21号)

(7) 連帯保証人の氏名、住所に変更があつたときは、連帯保証人の身分変更届(様式第22号)

(8) 連帯保証人が死亡したときは、連帯保証人の身分変更届(様式第22号の2)

(9) 連帯保証人が破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、連帯保証人の身分変更届(様式第22号の3)

(10) 連帯保証人を変更したときは、連帯保証人の変更届(様式第23号)

2 前項各号に掲げるもののほか、被貸与者の身上に異動を生じたときは、直ちにその旨を管理者に届けなければならない。

(死亡)

第17条 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちに死亡届(様式第24号)に除籍抄本を添えて、管理者に提出しなければならない。

(看護師の業務に従事できなくなった場合)

第18条 連帯保証人は、被貸与者が看護師の業務に従事することができなくなったときは、直ちに看護師業務に従事できない届(様式第25号)を、管理者に提出しなければならない。

(補則)

第19条 この要領の実施に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。